

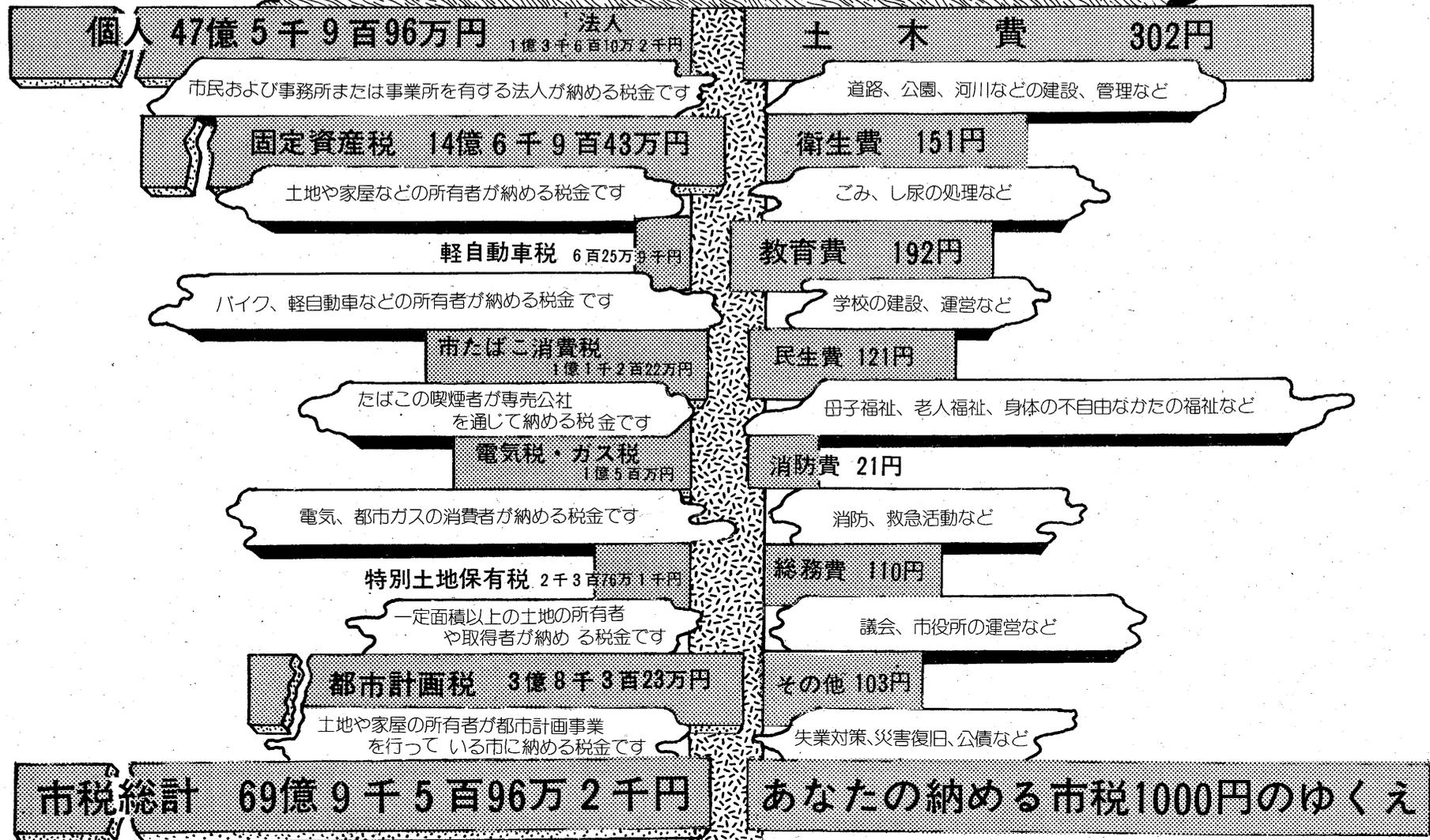
わたくしたち芦屋市民は

- 文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう
  - 自然の風物を楽しみ、まちを緑と花でつつみましょう
  - 青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう
  - 健康で明るく幸福なまちをつくりましょう
  - 災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう
- 〔昭和39年5月3日制定〕

— 1月1日推計人口 —

人口総数	76,216	世帯数	23,778
男	36,922	面積	16.07km <sup>2</sup>
女	39,294		

## くらしと市税



### 昭和50年度予算のしくみ

#### 新税紹介

#### 事業所税

都市環境の整備および改善に要する費用に充てるため、昭和50年度税制改正により創設（昭和50年10月1日施行）され、一定規模以上の既設の事務所若しくは事業所または新増設の事務所若しくは事業所に対して、当該事業を行なう者または当該事業所用家屋の建築主に課税されます。

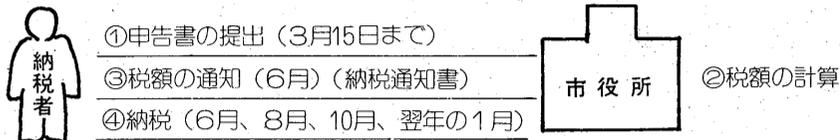
区分	事業にかかる事業所税		新増設にかかる事業所税
	資・産 割	従 業 者 割	
納税義務者	事業所等において事業を行なう法人または個人		事業所用家屋の建築主
課税標準 <small>法人…事業年度 個人…その年の1月から12月末現在</small>	事業所床面積	従業者給与総額	新増設事業所床面積
税率	1㎡につき 300円	100分の 0.25	1㎡につき 5,000円
免税点	床面積 1,000㎡以下	従業者 100人以下	新増設床面積 2,000㎡以下
申告期限	法人 事業年度終了の日から2月以内 個人 翌年の3月15日		新築または増築した日から1月以内
適用期日	法人 昭和50年10月1日以後に終了する事業年度 個人 昭和50年分から		昭和50年10月1日以後に行なわれる事業所用家屋の新築または増築

Q 住民税の納税のしかたが、サラリーマンと事業所得者として違いがあると聞きましたが説明してください。

納税の方法には普通徴収と特別徴収の2通りの方法がありますが、簡単に説明すると次のようになります。

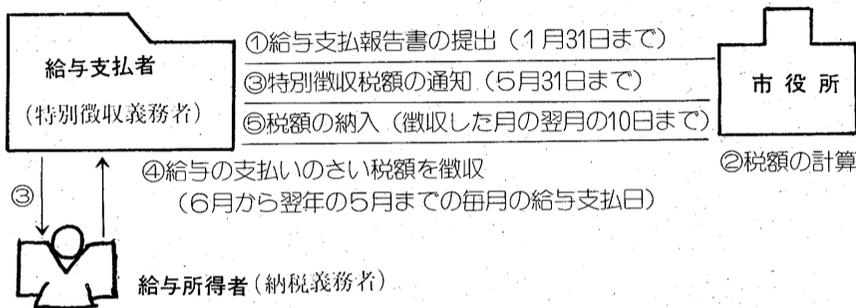
(1) 事業所得者などの住民税は市役所から「納税通知書」によって納税者が納める税額を通知いたします。通知された税額は、通常6月、8月、10月と翌年の1月の年4回に分けて納付していただくことになっています(これを普通徴収といいます)。また1度に全額を納めていただくこともできます。

普通徴収の方法による場合の納税のしくみは次のとおりです。



(2) 給与所得者の住民税は、所得税の源泉徴収と同じように給与の支払者が市役所から通知された納税者の税額を毎月の給与の支払の際にその人の給与から天引きし、天引きされた税額を翌月の10日までに市役所に納入(これを特別徴収といいます)することになっています。

特別徴収の方法による納税のしくみは次のとおりです。



Q 私は、商売をしているため毎日忙しく、市税の納期を忘れ納税催告を受けることが多いのですが、何かよい方法はないのでしょうか。

市税の納付も電気・ガス・水道・電話料金などと同じように銀行預金の口座から振替えられる制度をとっています。この制度はあなたの預金口座から決められた日に、自動的に引き落とされるようになっています。

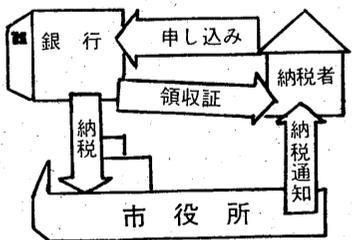
お申し込みの手続は、申し込み用紙に必要事項を記入し、預金通帳に使用している印鑑を銀行に持参するだけで結構です。申し込み用紙は、市内の銀行あるいは市役所の税務課にありますので、ご請求ください。ご利用いただける市税は、市県民税(普通徴収分)、固定資産税(償却資産を含む)、都市計画税、軽自動車税です。



Q 税務課の総合窓口ではどのような証明書を交付しているのでしょうか。まただれでも交付してもらえるのでしょうか。

総合窓口では、市税に関する各種の証明書を交付しています。そのおもなものは次のとおりですが、これらの証明書は、本人か代理人(委任状持参のかたに限る)以外のかたには交付できません。また、証明書を請求する場合本人であるという証明書(健康保険証、免許証等)と印鑑をご持参ください。

Table with 4 columns: 種類 (Category), 内容 (Content), 備考 (Remarks), and 交付先 (Issued to). Rows include Resident Tax, Fixed Asset Tax, and Light Vehicle Tax.



Q 私は50年2月10日にA市からB市へ引越しました。この場合、50年度分の住民税はB市ではなく、A市へ納めなければならないとのことですが。

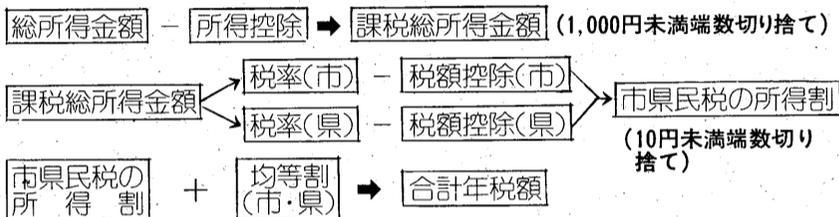
個人の住民税は、毎年1月1日現在の住所地でその年度分の住民税が課税されることになっています。あなたの場合、50年1月1日にはA市に住所があったのですから、その後B市へ引越したとしても50年度分の住民税はA市で課税されます。

Q 私は50年の4月に学校を卒業して会社に勤めましたが住民税は課税されていませんが。

個人の住民税は、前年中に所得のあった人に対して課税するしくみになっています。あなたの場合は50年4月から12月までの所得に対して51年度より課税されることとなります。

Q 住民税(市県民税)はどのように計算されるのですか。

市県民税と均等割をあわせて住民税と呼んでいますが、それぞれ所得割と均等割があります。計算方法については次の図のようになります。



総所得金額.....所得税法第22条でいう利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・譲渡所得・一時所得・雑所得などの合計額をいいます。

所得控除.....基礎控除・配偶者控除・扶養控除・雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業掛金控除・生命保険料控除・障害者控除・老年者控除・寡婦控除・勤労学生控除などをいいます。

課税総所得金額.....総所得金額から所得控除を差し引いた金額をいいます。

税率.....所得割の税率は、市民税2%~14%、県民税2%と4%の累進税率です。均等割は、市民税400円、県民税100円です。

税額控除.....配当控除・外国税額控除があります。

Q 私は所得税において源泉分離課税を選択した配当所得を持っていますが、住民税では申告する必要はないと思っていました。

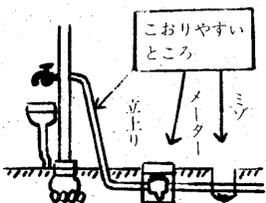
所得税において、源泉分離課税を選択した配当所得についても、住民税では他の所得と総合して課税されることになっていますので、申告してもらわなければなりません。

なお、あなたが所得税の確定申告書を税務署へ提出される場合は、「配当に関する住民税の特例」の欄に記載してください。

Q 65才以上の方がうける年金に住民税の課税のうで特別な取扱いがあるとのことですが。

高齢者(年齢65才以上で、合計所得金額が1000万円以下の人をいう)が、昭和48年1月1日から52年12月31日までの間に公的年金や恩給の支払いを受ける場合には、その年中の公的年金等の収入金額から高齢者年金特別控除額(78万円)を差し引いた残りの金額をもって収入金額とすることになっています。

水道管のかんたんな防寒法



①はだかの管は、ぬのぎれか市販の防護材を巻いてください。②右の図のほか、風あたりのひどいところがおあります。

もし、水道管がおったら

①まず蛇口を開いて自然水解を待つのが一番よいのです。②待ちきれないときは、ぬるま湯を蛇口の方からゆっくり、まんべんなくかけてください。相当気長に時間をかけてやらないと管が破れます。

水道部へのご用は③2121へおかけのうえ

修繕工事⇒内線482(維持係)
新設・改良工事、給水申請⇒内線477(給水係)
開栓・閉栓・水道料金⇒内線474(業務係)
水洗化工事⇒内線463(下水道部)

までそれぞれお申し込みください。

# 税の質問箱

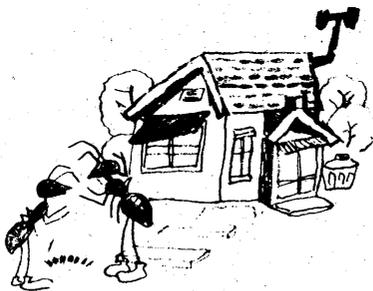


**Q** 市税について減免の措置があると聞きましたが、具体的にどのような場合に減免ができるのでしょうか。

各税については、下記の場合に減免（税の軽減）ができます。

### 市民税

1. 昭和51年1月2日以降に、納税者が死亡し、相続人において納税が著しく困難な人。
2. 当該納期の末日前3カ月から引続き失業、休業または廃業中の人で、納税が著しく困難であると認められる人。
3. 当該年の普通所得の金額の見積額が、前年中の普通所得の金額に比べ2分の1以下に減少することが予測される人で、納税が著しく困難であると認められる人。



### 固定資産税

1. 納税者が貧困により公の生活扶助を受けているとき。
2. 災害（火災、落雷、風水害など）によって固定資産が滅失、または著しく価値を減じたとき
3. 土地・家屋または償却資産が公共事業のために使用収益することができないとき。

### 軽自動車税

1. 身体障害者が使う車、またはその人のために使われる車。
2. 療育手帳に「A」の指定を受けた人のために使われる車。

◎市民税・固定資産税などの軽減事由は、上記以外にもあります。

◎市税の種類によって、申請期間、提出書類が異なりますので、くわしくは納税通知書をご覧になるか、市役所税務課（☎②121）へお問い合わせください。

**Q** 私は、昭和51年6月ごろに古くなった家を取りこわして、新しく建て替えようと思っています。もし家を取りこわした場合、固定資産税は安くなるのですか。

固定資産税は賦課期日現在の状態で課税されるものですから、賦課期日後に家屋を取りこわされても賦課期日の状態（家屋が建っている状態）で課税されます。ですから昭和51年度の固定資産税は安くなりません。翌52年度からは、その年度の賦課期日現在の状態で課税しますので、取りこわされた家屋には課税されません。

**Q** 私は市内に土地・家屋を所有していますが、このたび海外出張で2年間外国へ行くことになりました。その間、家にはだれもいなくなります。その場合、固定資産税の支払いはどのようにすればよいのですか。

通常、市外に転出されるときは、だれか市内に住む人のうちから納税について代理をする納税管理人をきめ、市へ申告していただく必要があります。用紙は税務課窓口にありますのでお問い合わせください。

**Q** 私は市内で事業をしています。このたび償却資産の申告書を見ましたところ、以前と様式が変わっているのに気づいたのでおたずねします。

申告の手数を省いていただくため、および事務を簡素化するためにことしから申告の方法が変わりました。まず、申告していただくために、下に示すような6つの種類の書類があります。あなたの所有する資産の状況に応じて申告していただく書類が違いますので注意してください。なお、申告していただいた書類は直接コンピューターの資料となりますので、枠内からはみださないよう、はつきりと記入してください。

1. 償却資産種類別一覧表…昭和50年1月1日現在であなたが所有する全資産の一覧表です。申告の際の基礎となるものですからよく読んでください
2. 固定資産（償却資産）…昨年中に増加、減少した資産がない人も含めて全員のかたが提出してください。
3. 償却資産種類別明細書…昨年中に増加した資産がある場合に提出してください。
4. 償却資産種類別明細書…昨年中に種類別一覧表に記載されている資産の中で、一品目が全部減少した場合に提出してください。
5. 償却資産種類別明細書…昨年中に種類別一覧表に記載されている資産の中で、一品目の一部が減少した場合に提出してください。
6. 償却資産種類別明細書…種類別一覧表に記載されている資産の中で、資産名称の読み誤り、取得年月日等に変更がある場合に提出してください。

以上、6つの書類の記入方法などは、同封のパンフレットで確認のうえご記入ください。

**Q** 私は昭和49年12月に土地を売ったのですが、翌50年度の固定資産税納税通知書が私名義で送られてきました。何かの手違いによるものでしょうか。なおお売買に関しては、次のように行ないました。

- ▷昭和49年12月25日売買
- ▷昭和50年1月7日所有権移転登記

固定資産税の課税に關しての所有者とは、賦課期日現在の登記簿上の所有者をいいます。賦課期日とは、毎年1月1日現在をいうもので、その日現在で、市内に土地家屋、償却資産（事業に使用する機械など）を所有している人に対して固定資産税が課せられるものです。

したがってお問い合わせの場合昭和50年1月7日に所有権移転登記をされており、賦課期日（昭和50年1月1日）現在の登記簿上の所有者は売渡人になりませんので、納税義務者も同じく売渡人となります。市が売渡人であるあなたに課税したことは正しいわけです。



**Q** 私は経営不振から、どうしても期限までに納税することができません。一定期間納税の履行を猶予していただくことはできないでしょうか。

地方税法には、徴収猶予の規定があります。徴収猶予とは、一時に納税することができないときに即納できない金額の範囲内で、一定期間、納税の履行を猶予する制度です。具体的には納税者が、

1. 震災、風水害、火災その他の災害を受けたり、盗難にかかったとき。
2. 病気にかかったり、または負傷したとき。
3. 事業を廃止し、または休止したとき。
4. 事業に甚大な損害を受けたとき。

などの場合は、徴収猶予を受けることができます。また徴収猶予を受けられる場合は、条件によって担保の提供を求められることがあります。くわしくは税務課管理係（☎②121）までお問い合わせを。

**Q** 私は軽自動車を購入（廃車）しました。税金はどのようになるのでしょうか。

毎年4月1日（賦課期日）現在の所有者に、課税されます。ただし軽自動車（3・4輪）2輪の小型自動車、および小型特殊自動車（農耕用以外のもの）については月割制度がとられています。

- ▷賦課期日後に納税義務が発生したもの…その発生した月の翌月から。
- ▷賦課期日後に納税義務が消滅したもの…その消滅した月まで。

**Q** 私は原動機付自転車を持っていますが、転出することになりました。どのような手続きをすればよいのでしょうか。

必ず抹消の手続きをしてください。手続きをせずして転出（入）したかたは、標識、登録票、印鑑を持って、至急市役所で手続きをしてください。

**Q** 軽自動車を購入（廃車）しました。どこへ手続きに行けばよいのでしょうか。

- ▷原動機付自転車・小型特殊自動車…市役所税務課総合窓口へ。手続きの際、必要なもの登録（新車）…登録票関係用紙印鑑（譲受）…前所有者の廃車証明書・印鑑
- ▷軽自動車の2輪・2輪の小型自動車…陸運事務所（神戸市東灘区魚崎浜町34、☎078-453-1100）
- ▷軽自動車（3・4輪）…軽自動車検査協会（神戸市垂水区玉津町居住字孫田67-1、☎078-927-7577）

## 事業主は暖かい心で

12月5日号・20日号でお知らせしました「福利共済」の厚生事業・共済給付・貸付金3本立ての内容について、今回から順を追ってご紹介します。今回は厚生事業の前半です。事業主のあなたが率先して、厚生事業に参加してください。

なお、「福利共済」の加入申込みとお問い合わせは、市の経済課労政係（☎③2121、内線322）まで。

福利共済のすすめその3



## 従業員は感謝の気持で

- 余暇はみんなで…レクリエーション  
バス旅行/ハイキング/スキーバス/ナイターバス/囲碁将棋大会/つり大会/卓球大会/水泳大会/ボウリング大会など
- ひとりでゆっくりと  
●親しい友だちと行けるときに…レジャー施設の割引  
映画館/スケート場/人工スキー場/プール/遊園地など

# 税のおしらせ

税務署



## 「法定調書」の提出についてお願い……

現在の租税は、すべて申告納税制度が建前となっております。

「法定調書」は、この申告納税制度を支え、租税負担の公平を維持するうえで重要な役割をもっています。

「法定調書」とは、その名のとおり所得税法および相続税法の規定によって一定の支払いをした際、所定の調書を作成して、所轄の税務署長に提出することを義務づけているものです。

しかし、「法定調書」を作成し提出するという事務が相当の負担となることも考えられますので、課税の公平を害さない範囲内において、その提出不要限度を設けたり、「給与所得の源泉徴収票」と市民税の「給与支払報告書」の様式を統合するなど、できるかぎりその負担を軽減する措置がとられています。

「法定調書」のうち1月31日までに提出していただくおもなものは次のとおりです。

- ①給与所得の源泉徴収票  
年間の給与等の金額が500万円をこえるもの(役員については150万円、また乙欄適用者については30万円をこえるもの)。(注)省略の範囲がありませんので、給与を支払っている人はすべて必ず提出してください。ご注意ください。
- ②報酬、料金等の支払調書  
弁護士、税理士等の報酬および工業所有権の使用料等が5万円をこえるもの。  
外交員、ホステス等の報酬が30万円をこえるもの。
- ③不動産の使用料等の支払調書  
同一人に対する年間の支払金額が10万円をこえるもの。
- ④不動産等の譲受けの対価の支払調書  
同一人に対する年間の支払金額が50万円をこえるもの。
- ⑤不動産売買のあっせん手数料の支払調書  
同一人に対する年間の支払金額が10万円をこえるもの。

## 譲渡、贈与の申告の期限は3月15日まで

昨年中に譲渡された資産の譲渡所得に対する所得税、および昨年中に贈与により財産を取得されたかたの贈与税の申告期間は2月16日(月)から3月15日(月)までです。この期間中は申告のご相談に応じています。

期限に遅れますと、税法または措置法上のいろいろな特典が認められなくなったり余分な付帯税なども負担していただくこととなりますのでご注意ください。

## 確定申告

次のような場合、所得税の確定申告をすれば税金が返ってきます。

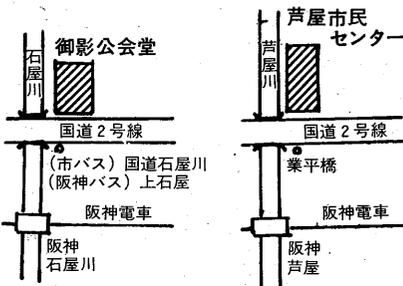
- ◎住宅を新築したり、新築の住宅を買ったとき  
住宅を取得し、6カ月以内に住めば、最高3万円の税金が返ってきます。
- ◎医療費が多くかかったとき  
最高額を200万円として、5万円が所得金額の5%とのおいづれか少ない方の金額を超える医療費負担額を所得から控除できます。
- ◎災害などで損害を受けたとき  
一定額を所得から控除できます。
- ◎国や地方公共団体などに寄付をしたとき  
一定額を所得から控除できます。

☆税金が返る場合の確定申告書は、2月15日以前でも提出することができまますので、お早めに申告してください。2月中に申告されたかたは3月末日までにお返しする予定にしております。その他、詳しいことは税務署へおたずねください。

## お知らせ

●申告所得税確定申告の説明会が次のとおり開かれます。ごつごうのよい会場へお気軽にお越しください。

- ①2月5日(木) 午後1時30分～  
御影公会堂
- ②2月6日(金) 午後1時30分～  
芦屋市民センター



## 納税証明書の請求はお早めに

所得税の確定申告の期間は、2月16日から3月15日までですが、申告などのために署内が非常に混雑します。

したがって、納税証明書の発行も時間がかかってご迷惑をおかけする場合がありますので、あらかじめ必要と見込まれるかたは、2月中にご請求ください。

## 税の納付は…便利な口座振替で

◎納付には「振替納税」を利用すると便利です。電話料金の払込みなどと同じように預金口座から自動的に支払われるしくみです。

これだと、手数もかからず納期になって、つい忘れていてもOK。

◎手続きは一度だけですみ簡単です。「振替納税」をはじめの方は、預金口座にご使用の印鑑を持参のうえ、お取引のある銀行や信用金庫等へお申し込みください。

申込用紙は、それぞれの金融機関または税務署、財務事務所の担当窓口にあります。

## 第七回一定例市議会報告

第七回一定例市議会は十二月十四日から二十四日までの会期十五日間が開かれ、市長提出議案二十一件を可決、一件を否決、また請願一件を採択した。最終日には五名の議員による一般質問が行なわれ、その結果は次のとおりです。

▲市長提出議案▲

議案第72号「昭和四十九年度芦屋市水道事業会計決算の認定について」

議案第73号「昭和四十九年度芦屋市病院事業会計決算の認定について」

議案第74号「昭和四十九年度芦屋市下水道事業会計決算の認定について」

議案第75号「昭和四十九年度芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第76号「芦屋市道路占用料の賦課率の決定に関する条例の制定について」

議案第77号「芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第78号「芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第79号「芦屋市道路占用料の賦課率の決定に関する条例の制定について」

議案第80号「芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第81号「芦屋市立幼稚園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第82号「芦屋市児童手当条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第83号「芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第84号「芦屋市道路占用料の賦課率の決定に関する条例の制定について」

議案第85号「芦屋市立幼稚園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第86号「芦屋市児童手当条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第87号「芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第88号「芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第89号「芦屋市道路占用料の賦課率の決定に関する条例の制定について」

議案第90号「昭和四十九年度芦屋市水道事業会計決算の認定について」

議案第91号「昭和四十九年度芦屋市病院事業会計決算の認定について」

議案第92号「昭和四十九年度芦屋市下水道事業会計決算の認定について」

議案第93号「昭和四十九年度芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第94号「芦屋市道路占用料の賦課率の決定に関する条例の制定について」

議案第95号「昭和四十九年度芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第96号「芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第97号「芦屋市道路占用料の賦課率の決定に関する条例の制定について」

議案第98号「芦屋市立幼稚園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第99号「芦屋市児童手当条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第100号「芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第101号「芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第102号「芦屋市道路占用料の賦課率の決定に関する条例の制定について」

議案第103号「昭和四十九年度芦屋市水道事業会計決算の認定について」

議案第104号「昭和四十九年度芦屋市病院事業会計決算の認定について」

議案第105号「昭和四十九年度芦屋市下水道事業会計決算の認定について」

議案第106号「昭和四十九年度芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第107号「芦屋市道路占用料の賦課率の決定に関する条例の制定について」

議案第108号「昭和四十九年度芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第109号「芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第110号「芦屋市道路占用料の賦課率の決定に関する条例の制定について」

議案第111号「昭和四十九年度芦屋市立幼稚園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第112号「芦屋市児童手当条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第113号「芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

## 退職後の保険給付

会社での健康保険には、退職などによって、健康保険料がなくなると、退職後の保険給付がなくなる。退職後の保険給付を受けるには、退職後、健康保険料を納め続ける必要がある。

退職後、健康保険料を納め続けるには、退職後、健康保険料を納め続ける必要がある。退職後、健康保険料を納め続けるには、退職後、健康保険料を納め続ける必要がある。

## 市民課へのご用は…

●窓口は月曜日・土曜日がとくに混雑しています。ご用は、火曜日から木曜日の午前11時までか、午後3時以降にのみ受け付けています。比較的時間が空いています。どうぞご利用ください。

●窓口の受付時間：平日 午前9時～午後5時、土曜 午前9時～正午、平日の正午から45分間は、窓口の休憩時間です。

## 国の児童手当

国の児童手当の対象となるかたは、次の要件を満たすかたです。

- ①日本国民で国内に住所があるかた
- ②18歳未満の児童を3人以上養育しているかた
- ③所得が一定の基準額に満たないかた
- ④扶養親族4人以内で、49歳未満の児童を3人以上養育しているかた

申請は、市役所市民課で受け付けています。申請の際は、扶養親族4人以内で、49歳未満の児童を3人以上養育しているかたであることを証明する必要があります。

## 市の児童手当

市の児童手当の対象となるかたは、次の要件を満たすかたです。

- ①日本国民で国内に住所があるかた
- ②18歳未満の児童を3人以上養育しているかた
- ③所得が一定の基準額に満たないかた
- ④扶養親族4人以内で、49歳未満の児童を3人以上養育しているかた

申請は、市役所市民課で受け付けています。申請の際は、扶養親族4人以内で、49歳未満の児童を3人以上養育しているかたであることを証明する必要があります。

## 入学・卒業前 種痘予防接種

入学、入学・卒業前、種痘予防接種を実施します。

対象は、入学、入学・卒業前、種痘予防接種を実施します。対象は、入学、入学・卒業前、種痘予防接種を実施します。

## 母子家庭の子女へ

母子家庭のお子さんへ、入学・進学・就職されるかたを対象に、奨励金を支給いたします。

母子家庭のお子さんへ、入学・進学・就職されるかたを対象に、奨励金を支給いたします。母子家庭のお子さんへ、入学・進学・就職されるかたを対象に、奨励金を支給いたします。

## 危険物取扱者試験

試験日 三月二十五日(木)

場所 西宮

願書受付 二月二十日(月)～九日(月)までに、芦屋市消防本部予防課へ。

問合せ 市消防本部予防課(電話 23345)まで。

## 5の日は 税の相談日

毎月、5の日(日曜のときには翌日)は税の相談日です。

なお、電話でもご相談を受けています。ご利用ください。

▶国税局税務相談  
神戸分室 = 078(391)3000  
西宮分室 = 0798(23)0089

## 退職後の保険給付

会社での健康保険には、退職などによって、健康保険料がなくなると、退職後の保険給付がなくなる。退職後の保険給付を受けるには、退職後、健康保険料を納め続ける必要がある。

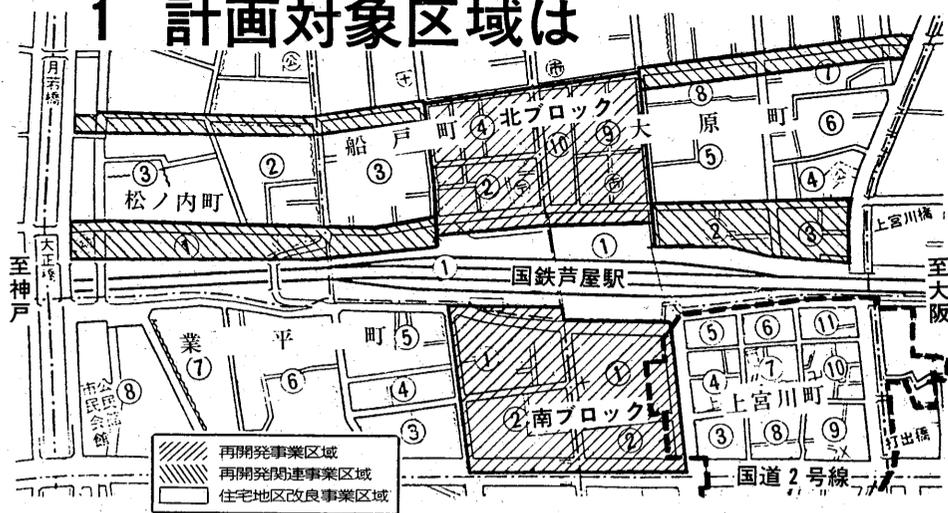
退職後、健康保険料を納め続けるには、退職後、健康保険料を納め続ける必要がある。退職後、健康保険料を納め続けるには、退職後、健康保険料を納め続ける必要がある。



# 基本計画

「計画の基本方針」で記した計画指針にもとづいて具体的な地区計画を立てました。  
 「再開発事業区域」は、左図で示すように国鉄芦屋駅をはさんだ北南両ブロックであり、それぞれの面積は、北ブロックが約二・九ha、南ブロックが約三・二ha、南北あわせて、約六・一haです。  
 また、山手幹線および鉄道沿北線の都市計画街路事業によって、クリアランスされる区域を、「再開発関連事業区域」としました。  
 これは特に今回の場合、鉄道沿北線、山手幹線の幅と再開発とは非常に強い関連があり、この鉄道沿北線、山手幹線を単独の街路事業で行う場合、街路幅に抵触する住民の生活基盤が失われる危険性があること、あるいはその確保が難しいことなどから、住民側が協力したくともできない場合が少なくないからです。これらに關係する住民のコンセンサスを得るためにも、「生活基盤の確保」と「周辺環境が必ず良くなる」という二つの条件を少なくとも保証する必要があると、その手法として再開発関連事業としてとらえることが有効と考えるからです。  
 地区計画の最終像は「基本計画図」に集約されますがそれに至る各論的な検討を以下に要約してとりまとめました。

## 1 計画対象区域は



## 2 機能計画は

**住機能について**  
 環境再開発事業における住機能計画としては、以下のことを重点に考えます。  
 □ 比較的住宅規模が大きく、また庭にも恵まれている独立住宅に対しては従前の環境をできるだけ回復する形が望ましいが、市中心地区の新しい住生活の場として、機能面を重視した主要な方の転換を図れるように、同一の有名ブランドを導入することによってホテルアーケード街を形成することが可能です。  
 □ 主として住宅であっても比較的規模の小さい連続住宅等の居住者に対し、公営住宅のシビル

・ミニマム値に近い規模で再収容する計画をする。  
 □ 独立住宅であっても、比較的規模の小さい連続住宅等の居住者に対し共用スペース（コミュニティフロア等の手段で）の提供が可能な計画をする。  
 □ 比重として高い併用住宅に対しては、原則として住居部分と非住居部分を立体的に分離し、過小住居スペースとならない配慮をする。  
 □ 駅周辺における公共事業やラムクリアランスのために新たに住居床が必要であるならば、そのために適切な住棟を今回設定した再開発関連事業区域に用意する。  
**宿泊機能について**  
 今後の芦屋市の宿泊機能のあり方を考える時、他都市からの宿泊を伴う余暇活動（レクリエーション）活動の流入も、業務施設利用者における宿泊者も予測計算するほどのオーダーではないと思われるので、既存のホテル・旅館の収容能力の増大を考えます。  
 □ 宿泊対象が春夏の高校野球やプロ関係者等の団体客を主体としており、それ自体芦屋の顔としての役割を果たすので、他の小都市の駅前立地する宿泊施設と異なり、それを核に複合的な宿泊機能形成できる業地があります。そういう意味から、既存のホテル・旅館が経営している料理、食品等の部門を初めとして、同種の有名ブランドを導入することによってホテルアーケード街を形成することが可能です。  
 □ その他、宿泊機能の一環として、会議、集会所、あるいは結婚式場

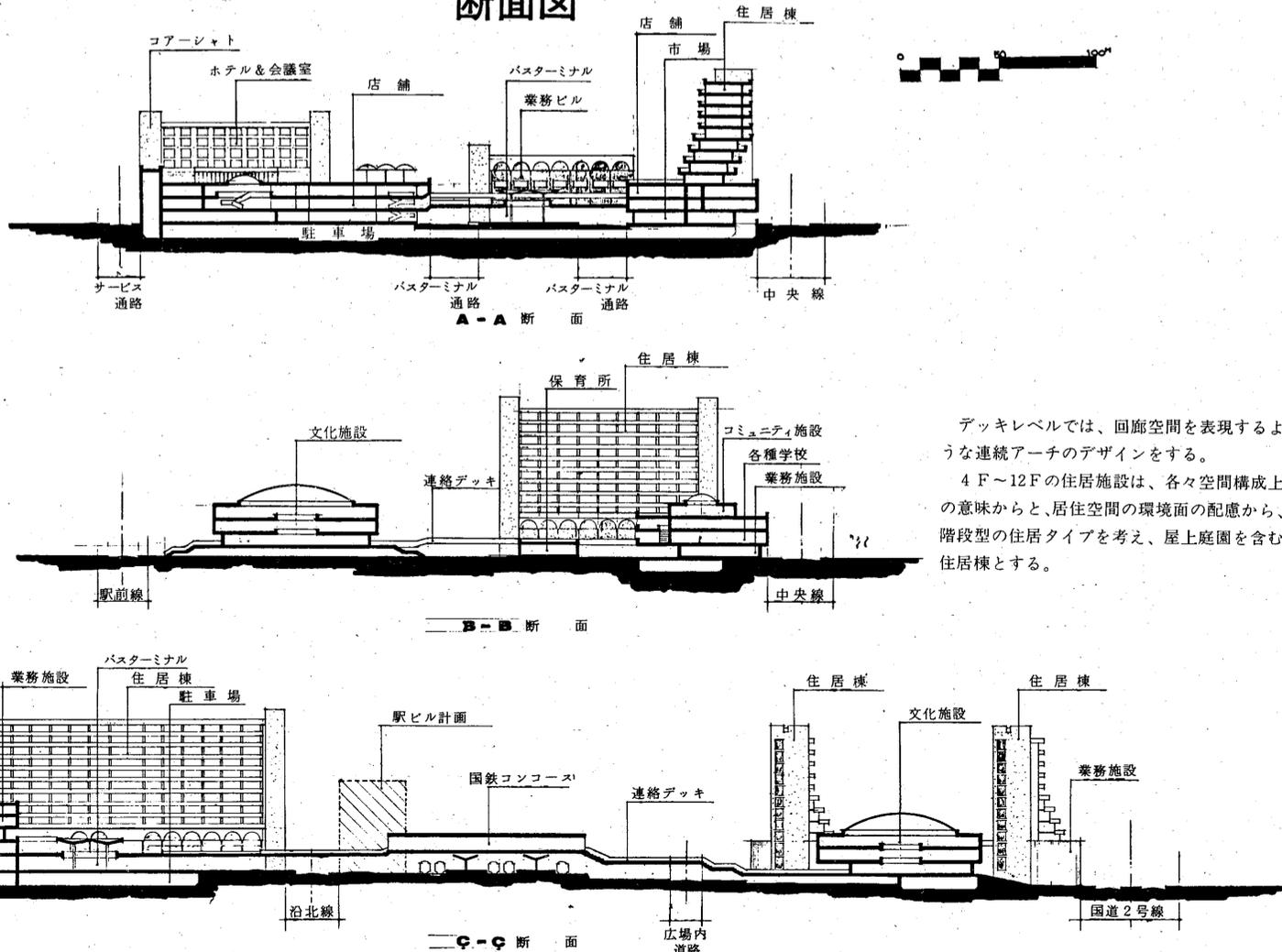
## 3 配置計画は (計画機能の南北ブロック分担)

	北ブロック	南ブロック
<b>住機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として併用住居の居住者を対象に考える。なお、再開発関連区域（山手幹線沿、北線沿線）の抵触者は、沿北線沿いの（地区東側）住棟で収容する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として独立住居、共同住宅の居住者を対象に考える。</li> <li>住居棟のみでなく、住棟サービス施設をも設ける。</li> </ul>
<b>宿泊機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の立地条件、ホテルアーケードの形成、バス・タクシーターミナルとの連絡面から、北側に集約する。</li> </ul>	
<b>商業業務機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存商店街の立地、交通拠点との結びつきから、北側に設ける。現在の権利者+新規導入を総合的にビルトインする。</li> <li>大原市場については、ほぼ現状の場所を再構成する。</li> <li>業務施設のうち、金融機関および商店街との結びつきの強いものについては北側に収容する。</li> <li>特に「芦屋の顔」機能を果せる高級ブランド店、およびホテルアーケードに飲食レストラン店舗を導入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の若干の商業施設と北ブロックの業種の純化のために必要な商業施設を対象とする。</li> <li>現在、南ブロックにある路線沿いの業務施設および北ブロックにある業務施設のうち、路線業務（自動車交通の発生集中の頻度が高い）的なものは南ブロックに集約する。</li> <li>駅北地区、2号線沿いに多い個人の医療施設については、可能なかぎりメディカルタウンとして集約する。</li> <li>既存の各種学校を核として、各種教室等は文化・芸術タウンとして集約する。</li> </ul>
<b>公共、公益機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交番、郵便局等の生活利便施設を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な文化、コミュニティ会館を建設する。</li> <li>住棟のためのコミュニティ施設を設ける。</li> <li>多目的な市民広場を設ける。</li> <li>保育所を再収容する。</li> </ul>
<b>交通流動機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的なバス、タクシーターミナルを建設する。</li> <li>歩行流動者のためのデッキ広場と街区、ビル連絡デッキを設ける。</li> <li>大規模な地下駐車場を設ける。</li> <li>サービス通路を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民広場を中心にペDESTリアンモール、修景広場、デッキ等を設ける。</li> <li>必要な駐車スペースを確保する。</li> <li>特に朝夕の芦屋浜シーサイドタウンのバス輸送を受ける。</li> </ul>

## 4 容積計画は

等も併設することによって、トータルな宿泊機能を、文化都市芦屋の核に形成するプランニングします。  
**商業機能について**  
 既存の商業施設については原則として全再開発ビルに収容するものとし、それに加えて駅前商業地区の近代化・高度化を図るためには、市外の商業施設への依存度が高く出かける頻度が高いことから、流出購買力を芦屋市で受け止めるための方策が必要で、業種については、既存の商業集積を強化する意味で再開発事業に新たに持ち込んで考えるべきです。しかし、そのみでは特徴がなく、不足業種の補充に終わってしまう恐れがあります。そのため、特徴ある商業機能として、今回の計画において考える要素の一つは、市内において考える必要のある消費活動を地元域内の住宅戸数を建設目標値として、  
**住居施設**  
 住居については、最少必要限の住居を再開発ビルで考えることにしています。それは駅前地区に過度の人口集中を行わないという考えによるものです。南北の両ブロックについては、再開発事業区域内の住宅戸数を建設目標値として、  
**商業施設**  
 床の利用について、商業機能の

### 断面図



デッキレベルでは、回廊空間を表現するような連続アーチのデザインをする。  
 4F~12Fの住居施設は、各々空間構成上の意味から、居住空間の環境面の配慮から、階段型の住居タイプを考え、屋上庭園を含む住居棟とする。

とここで述べた「近隣・地区機能」の強化、充実および「芦屋ブランド」の導入という二点から検討すれば、「近隣・地区機能」強化・充実のためには、現状の床面積より最低20%~30%の床面積は必要と考えられます。しかし、これは最低であり不足業種などの点を考慮すれば、もう少しの床をこのためだけに「近隣・地区機能」強化・充実のために必要と考えることも必要です。つきに「芦屋ブランドの導入」の具体的なイメージとして、何に、面積の算定にあたっては、「芦屋」を求めるとなると、その中で大きく異なるイメージを定着させる中で、容量算定をすることが重要になります。

# 5 交通動線計画は

## 徒歩流動パターン

現状の国鉄駅前地区の歩行者流動量が、将来においては、国鉄芦屋駅の乗降客数の増加（今回の推定では、Max173,000人、Min165,000人）によって、現状の約1.6倍以上となり、また南、北の再開発計画によって、建築延床面積が、北地区で約3倍、南地区で約4倍と増加するので計画地区内へ出入し、南北の連絡デッキを利用する歩行者の数は現状の2-3倍になるものと考えなければなりません。また、芦屋市の「顔」づくりのための空間的形態的なパターンを考へ歩行者流動に円滑で快適さをもちたす施設計画を行う必要があります。

## バスおよびタクシ-ターミナル

現在、市内のバス系統は、9系統があり、他に4系統のピークカットのみの運行系統があります。これらの系統は、すべて国鉄芦屋駅前を起終点、またはバスストップをもち、乗降客数からみて、全地域のバス乗降客数における国鉄駅前のウェイトは、21%にもなっています。

また、駅前のバス乗降客数（7時19時）を時間帯別にみれば、ピーク時間は8時19時、ピーク集中率は約20%となっています。ところが、最もバスの乗降客数の多い国鉄芦屋駅前には、バスターミナルがないため、他の自動車、歩行者交通と、混雑を招いています。さらに、将来のバス輸送として、芦屋浜シーサイドタウンの開発人口に対する輸送手当て、将来の既成市街地内人口増加に対するバス輸送力およびバスル-ットの強化が必要のため、国鉄芦屋前のバスターミナルの整備等が急がれます。バスおよびタクシ-ターミナルを中核とする「交通処理広場」のシステムについては、関連街路である鉄道沿北線および山手幹線に設定する道路機能によって、種々のパターンに展開できますが、将来のバス運行については、現バスのバス運行を尊重することを基本とし、特に朝夕の芦屋浜シーサイドタウンのバス輸送は、国鉄南口に対する輸送手当て、将来の既成市街地内人口増加に対するバス輸送力およびバスル-ットの強化が切と思われま

## サービス動線と駐車場

計画区域全面の地下に設けることとしています。この駐車場建設の目的は、あくまで商業・業務サービス用の駐車場を中心としており、特に公共目的の駐車場は考えていません。また、駅南地区の文化ゾーンに

対しては、来客用の駐車スペースを建築計画の内できちんと確保し、駅に對する送・迎用の自動車の寄りつきは、国鉄駅の南北の駐車帯を利用するものとし、これもバス輸送のピーク時には駐車禁止帯として、公共輸送の優先を計ります。

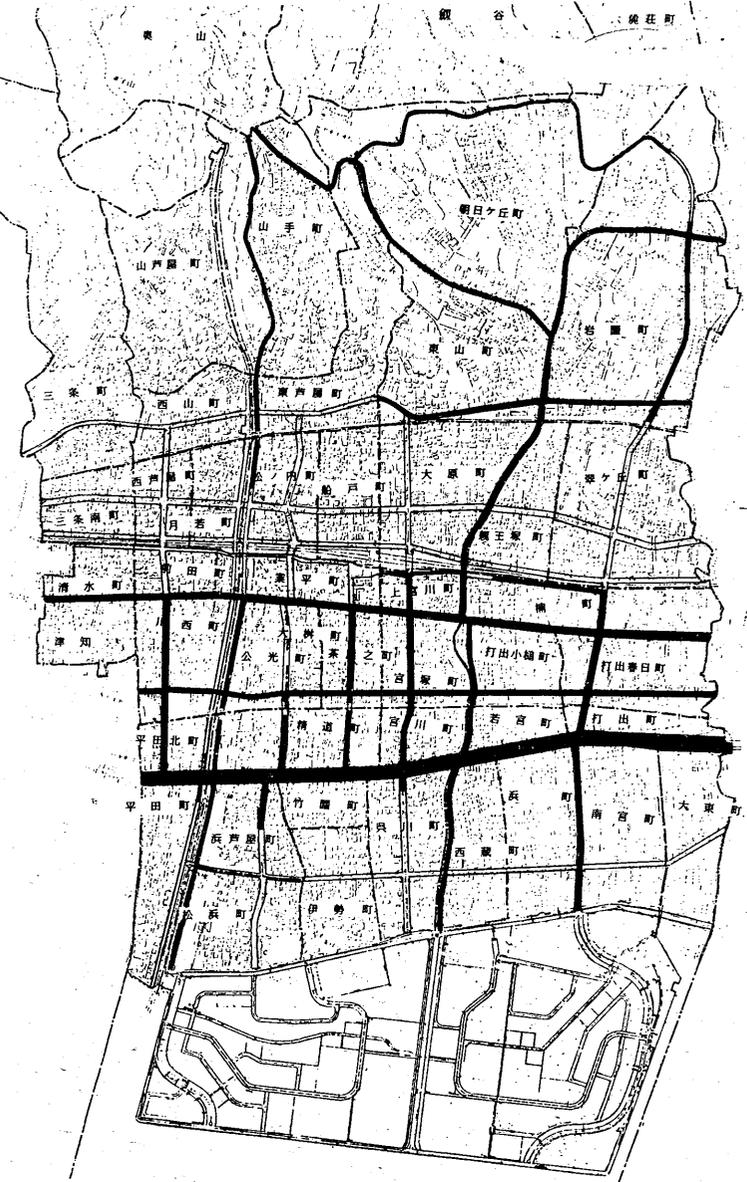
このような現状に対して、再開発計画では、既存の計画区域内の駐車場、さらに、建築床の増大に

対応する必要駐車場を駅北地区の

# 6 公共施設計画は

芦屋市の全般的な道路交通の現状については、通過交通量のウェイトが極めて高く、通過交通を除けば、国鉄・阪急間のゾーンが最も交通量が多く、また道路との関係においても最も高い交通密度となつています。にもかかわらず、このゾーンに、このゾーンの街路事業の進捗は最も遅れており、特に駅前地区関連街路の整備を急ぐ必要があります。

都市計画街路の進捗状況 (S. 50現在) (施工中含む)



## 山手幹線

広域通過交通としての必要性に對しては、地下構造方式と考へ、(今回の再開発事業とは関係なく)地上部分については、都市全体の幹線道路網とリンクする生活幹線道路として早期に建設する必要がある。特に芦屋川・宮川間を再開発計画の関連事業として建設する。それゆゑ、山手幹線の地上部分は4車線の容量があるが、バス以外の一般の自動車交通については極力抑える対策を考へ、車線削減によるスペースは歩行者・自転車専用道として利用する。

このル-トを現道とは関連なく、国鉄用地沿いに計画している。現計画のままだと、現在の沿北線沿い(北側)の街並みと新しい道路との間に利用度の低い残地的なスペースができ、また、中央線宮川線との交差点での取り付きに問題があることから、現道の北側より15mの巾員にル-ト変更する。国鉄用地との間に生れるスペースは、国鉄芦屋駅より西側へ芦屋川までは、緑地帯として利用し、国鉄芦屋駅より東側へ宮川までの間は、山手幹線鉄道沿北線の街路整備の事業実施に必要な再開発住宅用地として利用する。鉄道沿北線の利用については、クリアランスとする。

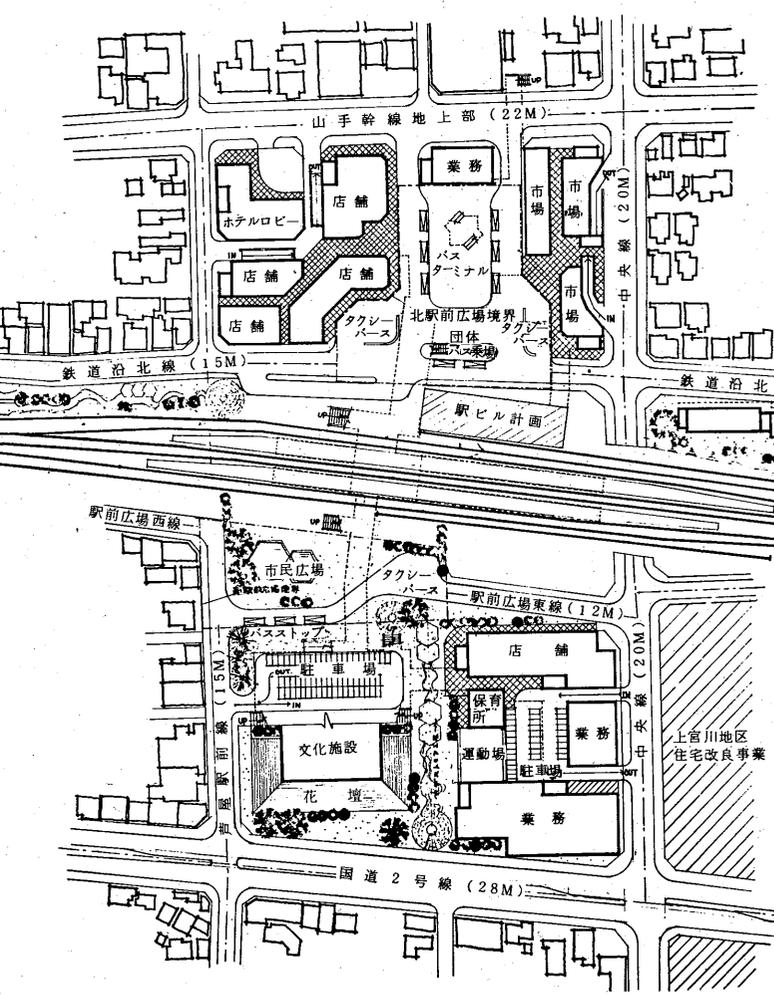
駅前広場に接続するサービス幹線道路とし、駅前広場の通過交通については排除する対策を考へる。駅南地区は完成しているが、駅北地区については事業は行なわれていない。

そこで駅北地区については、山手幹線まで今回の再開発の事業と一体的に生み出すものとし、その利用については再開発区域に對するサービス幹線とする。断面については駅南地区と同様とする。国鉄敷下のすい道は大型車通行のクリアランスをとることは、取付困難であるので、3m程度の

南ブロックの中央にある巾員8mの区画街路は文化ゾーンの環境を保全するため、車両を完全に締め出し、緑地モ-ルとする。北ブロックの駅前広場内には、一般6バス、団体用(スクールバス・野球関係)2バスのバスターミナル、および、店舗の歩廊に接してタクシ-乗降スペースとタクシ-バスを設ける。

また、バスターミナルと上部デッキ広場とはエスカレータ-により連絡する。南ブロックの駅前広場は現行の都市計画区域と若干の形状変更をしているが、面積としては、都市計画通り六、〇〇〇m<sup>2</sup>とする。

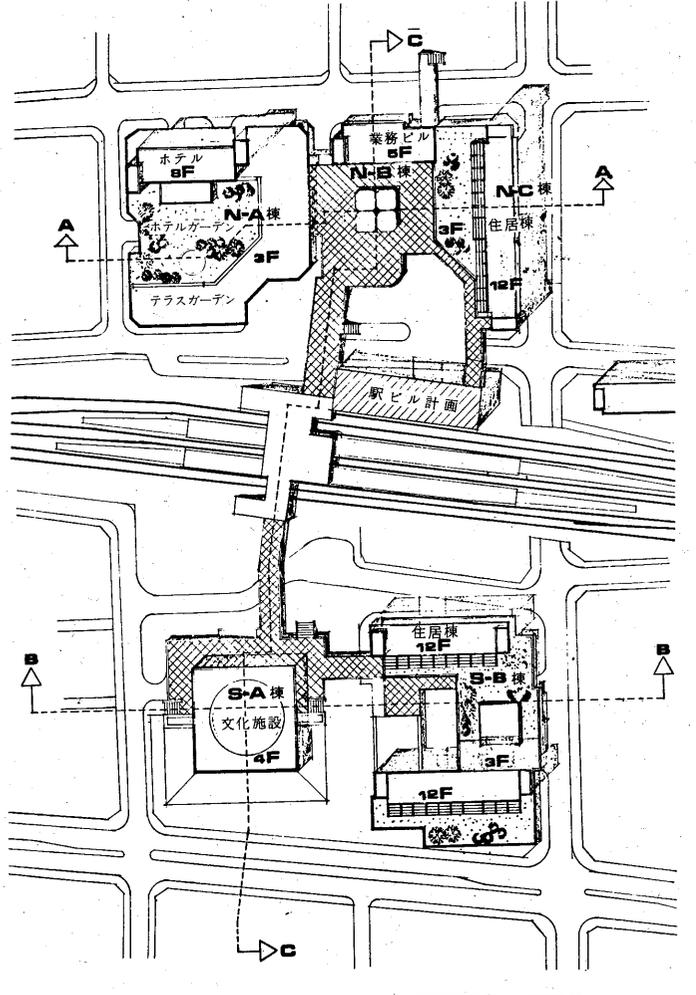
# 7 施設計画 地階平面図



北ブロックのN-A棟屋上は、ホテルのガーデンテラスとし、宿泊空間の前庭および、屋上レストラン等の催物が可能なように考慮する。デッキ階は、北ブロックのバスターミナル上部の広場(ゆとりの広場)と南ブロックの施設のフロントを形成するバルコニーデッキを中心に考へ、国鉄駅のコンコースを経て南北を連結する。デッキ階から、各棟内の歩廊へ回廊型に歩行空間を構成する。

北ブロック バスターミナルを中心に大原市場を東側の棟に、西側の棟にホテル・旅館のエントラスロビーを山手幹線に面して配置し、残る部分を既存の店舗を収用する。鉄道沿北線沿いの再開発住宅も地階においては、店舗施設と考へる。南ブロック 計画地区中央にある既存の巾員8mの区画街路をペデストリアンモ-ルとし、これと市民広場を連続させ、この緑地軸を中心に、西側に公共・公益施設(文化施設として表現している)を、東側は路線沿いに店舗、業務施設を配置する。

## 配置図



# まち全体が一体となり

## みんなので考えたまちづくり

都市の市街地を整備する事業手法は種々あります。しかし、それらの事業手法にはそれぞれ特徴があり、その選択については整備しようとする地区の特質や条件、また整備計画の主たる目的をよく検討した上ですることが重要であります。

現在の駅前地区には商店街や小売市場がありますが、建物も老朽化しており、商業の近代化もなされず、また今日に至るまで時代にとり残されてしまふ危険性が多分にあるといえます。それだからといって、個々に自分の店舗の改装や拡張

### どのような事業手法で

#### (1)再開発事業区域は (2)再開発関連

##### 事業区域は

再開発事業区域の特質や条件、また整備計画の主たる目的を検討した結果、市街地再開発事業の手法が最も適したものと見えます。

この手法は従来からの営業権、生活権を確保しながら同時に公共施設および建築施設を整備することに特徴があるからであります。

市街地再開発事業は事業の内容と区域を都市計画で決定する都市計画事業の一つで公共的色彩の強い事業です。したがって、事業の適否要件はいろいろありますが、(国鉄芦屋駅前地区)についてはこの要件を満たしている。助成制度が設けられています。たとえば、組合施行に対しては、国、県、市からそれぞれ補助がありますし、住宅金融公庫等の長期、低利な融資制度、地方公共団体による民間金融あっせん制度、更には事業及びその後の経営上の安定のための減免措置が、国税、地方税とも大巾にとりかかっています。市街地再開発事業の施行にあたっては財産、権利の得喪を伴う登記、証券の発行等、本来ならば税金のかかる行為がいろいろおこなわれます。

### 事業実施上の問題は

国鉄芦屋駅前環境再開発基本計画について構想の一案を提示しましたが、これはあくまで計画の一案であって、今後具体的な条件の積み重ねによって変わっていくこと十分に考えられます。しかし、これに示した計画の基本的な考え方を、より現実的に密着し、具現化される必要があると見えます。以下にこの計画を実施していく上での重要な点について述べるとします。

① この環境再開発計画は単に、駅前広場をはじめとする、山手幹線、鉄道沿北線・中央線等の各街路、施設の不燃高層化計画ではなく、芦屋市の「顔」づくりに関する基本方針のもとに、種

つとめても土地の広さの限度があり、やはり街ぐるみ共同して、街自体を近代化につくりかえなければ大きな発展を望むことはできません。

さらに、駅前地区の居住環境は商業施設の無秩序な集積あるいは土地の高度利用により、また交通環境は市内交通の拠点でありながら公共施設(街路、駅前広場等)の未整備により悪化の一途をたどっているといえます。

したがって、街全体が一体となって、みんなので考えた街づくりの基本的な考え方をもって、土地を高度に利用し、機能分担する駅前地区の整備に取り組むことが最良の方法です。

なるため、それを市街地再開発事業によってホローすることができからです。

このように当計画においては、当該再開発事業区域のみならず、その周辺の整備もあわせて検討する必要があります。その手法として、前述した区域のとり方とともに再開発住宅制度を導入をあわせて考えています。

これは、再開発事業区域内に、これら再開発関連事業区域の人々を集めた上で、区域内の計画が過密になり、環境計画の上で問題が生じることも十分予想されるため、再開発住宅制度を利用し、計画に無理が生じないような配慮からです。

多々方面にわたる条件整備の中ではじめて可能なものです。そのため、事業の遂行にあたっては、事業手法、事業実施時期、資金計画など十分な検討を加えるとともに、市民の熱意、地元住民のまとまりのある積極姿勢をもって第一歩をふみだすことが大切です。

② すでに決定されている都市計画街路の再検討については、鉄道沿北線と当計画に関連して行ない、他の都市計画街路についても機能づけを明確にしました。特に山手幹線については広域通過交通路としての必要性に對しては、地下構造方式を考慮(今回の環境再開発計画に關係

開闢関連事業の中で考えるべきであり、単独の決定は、国鉄自身つとむべきであり、地元との協力を重視すべきです。

たとえば再開発事業の一環として考え、地元商店の優先入居再開発計画と協調したビル計画、業種計画など十分な配慮が必要と見えます。

③ 当計画の遂行上、建築物の床面積が従来より増大することは避けられないことです。そのため、当計画においては、できるだけ地元商店街と競合することが少なく、なおかつ、国際文化住宅都市としての芦屋のイメージをこわさないような企業誘致を考えています。いくらかの新規企業誘致が必要である以上、他の地域へ与える影響は、当地区が芦屋の中心部であるがゆえに大きいものと考えられます。他地区との関連については、(特に、商業施設の集積については)十分検討を加え、芦屋全体がバランスよく発展していくことの配慮が必要です。

④ 計画の基本方針の中でも述べたことではありますが、これだけの街づくりをするに当たっては、市当局の行政指導はもとより、地域住民の熱意と協力が一番大切であることはいくらでもありません。

そのためには、この計画が「住民にとって利益がある計画であること」と「誰でも参加できる計画」であることが基本的な要件となります。

当計画においては、特にそれらの点を重視し、デスクワークの範囲内においては、十分検討したわけですが、実施に当たっては、さらにじかの住民の声を聞き、これらの方針の実質的確保のために努力すべきです。

⑤ 当報告書のタイトルを「整備計画」とせずに、「環境再開発計画」としたのは、その主旨を表現したためです。

⑥ デスクワークという意味においては、当計画は一つの提案であり、タカキですが、これを素材として、今後各方面からの協力によって煮詰めていき、実現のプログラムへと向かって積み上げていくことを期待します。

### 住民とともに 構想の検討にふみだす

#### 国鉄の芦屋駅周辺整備計画 あたらしい芦屋の顔づくり構想

去る十二月二十八日、午後七時より市民センター三〇一号室において、国鉄芦屋駅周辺の商店街の方々をはじめ、居住者を中心として次の内容の説明会を開催しました。

一、芦屋駅周辺整備計画 (国鉄・大阪鉄道管理局) 二、あたらしい芦屋の顔づくり構想 (神戸大学工学部)

建築計画研究室) 整備計画を推進したい旨の申し入れがありました。市行政としては、二月十日に商工会および地元商店街の方々を中心に、また二月五日、十四日両日にわたり市議会全体

協賛会に、経過報告および計画の概要を説明し、意見を参酌するなかで、次の付帯要件をつけ、計画を推進することについて基本的に同意する回答をされました。

一、芦屋市の国鉄芦屋駅周辺整備計画に対応させること。

二、駅ビル建設に伴う地元商業者との調整を十分行なうこと。

三、駅周辺の交通処理を十分検討し対処すること。

四、その他の問題もあるので事前十分協議すること。

また、市行政は国鉄芦屋駅周辺の環境を再開発するため、市行政を基本に据え、商工会、地元商店街の方々と一緒に、国鉄と協議を重ね、整備計画がより地区の発展に寄与し、旅客サービスの向上と市民の利便を図れるものにしたと考えています。

あたらしい芦屋の顔づくり構想の事業化については、事業手法である市街地再開発事業が都市

プランとして引継ぎ、より機能的な側面を重視して、同地区のあり方を、あるべき姿を追求するにとしたもので、「あたらしい芦屋の顔」づくり構想です。

このあたらしい芦屋の顔づくり構想の報告を受けるなかで、国鉄に芦屋駅周辺整備計画の具体的な提示を早急にするように働きかけました。その計画の概要が左記に掲載しているのとおりで、十一月二十八日に開催した説明会の説明資料です。

国鉄の芦屋駅周辺整備計画については前記した四項目の付帯要件を基本に据え、商工会、地元商店街の方々と一緒に、国鉄と協議を重ね、整備計画がより地区の発展に寄与し、旅客サービスの向上と市民の利便を図れるものにしたと考えています。

あたらしい芦屋の顔づくり構想の事業化については、事業手法である市街地再開発事業が都市

⑦ 計画の再検討については、鉄道沿北線と当計画に関連して行ない、他の都市計画街路についても機能づけを明確にしました。特に山手幹線については広域通過交通路としての必要性に對しては、地下構造方式を考慮(今回の環境再開発計画に關係

⑧ 国鉄が駅ビル建設の計画をもっています。しかし、いかにその敷地が国鉄敷地であっても、再

⑨ 国鉄が駅ビル建設の計画をもっています。しかし、いかにその敷地が国鉄敷地であっても、再

⑩ 今回の環境再開発計画に關係

## 芦屋駅周辺整備計画の概要

日本国有鉄道・大阪鉄道管理局

### ターミナルビル施設の概要

駅構内に散在している国鉄業務施設を移設することにより、発生する用地を利用して、ターミナルビルを建設し駅周辺地区全体整備の中の一環として、地区の発展に寄与するとともに、旅客サービスの向上と市民の皆さんの利便をはかりたい。

1. 建設場所  
芦屋駅北側鉄道用地内に、ターミナル施設を建設する。
2. 建設する施設の規模および種類  
ターミナルビルは、地下1階、地上7階、建築面積約1,900㎡、延面積約15,000㎡程度とするほか、駐車場建築面積約700㎡、延面積約3,500㎡、建設費約45億円、工期約2年で昭和51年度上期に着工したい。
3. ビルの内容  
大型店舗、専門店、銀行を併設する。  
ア. 大型店舗 (純店舗面積約4,000㎡) (予想販売業種)  
買回り性の高い食料品  
婦人服、紳士服および身の回り品  
家庭雑貨等  
イ. 専門店 (純店舗面積約2,500㎡) (予想販売業種)  
ブティック 呉服、小物  
レコード 書籍、文具  
メガネ 時計、貴金属  
玩具 用具 スポーツ用品  
飲食 等
4. 駐車場の収容台数  
90台~100台程度。

### 旅客ターミナル整備の方向

旅客ターミナル整備については、従来の国鉄の駅としての機能に加えて、旅客ならびに地域住民にとって真に利用しやすい総合的な機能を備えたものに整備する方向で進めることにしています。

### 芦屋駅周辺整備計画の考え方

芦屋市では現在、芦屋駅周辺環境再開発基本計画が検討されていますが、国鉄もその構想をふまえて

1. 駅周辺の交通改善に協力する。
  2. 旅客サービスの向上をはかる。
  3. 市民へのサービスを提供する。
- を柱として駅周辺を整備して、商業機能、情報機能をかねそなえた交通センターとして、芦屋市の発展と市民生活の向上に寄与し、あわせて国鉄の経営改善に資したいと考えます。

### 芦屋駅周辺整備計画

1. 北側駅前道路ならびに駅前広場の整備に協力する。
2. 駅旅客の販売サービス設備を強化する。
3. ターミナルを建設する。
4. 駐車場を新設する。

## ターミナルビル 利用計画(案)

7F	銀行事務室	金庫	社務室	機械室
6F	専門店 (飲食)			
5F	大型店舗	専門店		
4F	大型店舗	専門店		
3F	大型店舗	専門店	通路	
2F	銀行	大型店舗	ピロティ	
1F	銀行	大型店舗		
地下	駐車場	その他		
荷捌場	B1F	大型店舗		

問い合わせは 建設部都市計画課 市民部経済課まで